ＪＲ小野田線定期券購入補助金交付要綱

平成２７年６月１８日

平成２９年８月　１日

　（趣旨）

第１号　この要綱は、ＪＲ小野田線の利用促進及び地域の活性化を図るため、ＪＲ小野田線を含んだ区間の定期券を購入する者に対し、その購入費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（補助の対象等）

第２条　山陽小野田市ＪＲ小野田線利用促進協議会会長（以下｢会長｣という。）は、ＪＲ小野田線を含んだ区間の通勤定期券（以下「定期券」という。）を購入した者（以下「対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

２　補助金の交付対象となる定期券は、毎年度４月１日から翌年３月３１日までの間に定期券の有効期間が満了するものとする。

３　補助金の交付対象となる区間は、ＪＲ小野田駅からＪＲ宇部新川駅までのＪＲ小野田線区間とする。

４　補助金の交付額は、別表に掲げる金額とする。

（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする対象者（以下｢申請者｣という。）は、ＪＲ小野田線定期券購入補助金交付申請書（別記様式第1号）に有効期間の満了した定期券（有効期間の満了した日が当該年度のものに限る。）を添えて会長に提出しなければならない。

　（交付の決定）

第４条　会長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、ＪＲ小野田線定期券購入補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第５条　前条に規定する通知を受けた申請者は、ＪＲ小野田線定期券購入補助金交付請求書（別記様式第３号）により会長に補助金を請求するものとする。

　（補助金の交付）

第６条　会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し又は返還）

第７条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成２７年６月１８日から施行し、有効期間の開始日が平成２７年４月１日以後の定期券について適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行し、有効期間の開始日が平成２９年４月１日以降の定期券について適用する。